

令和5年3月4日

大学職員各位

学長 竹 安 栄 子

本学における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、以下のように決定されました。

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、**5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける**
- ・ **マスクについては**、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、**着用は個人の判断に委ねる**ことを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

また、同政府対策本部が策定した「マスク着用の考え方の見直し等について」の中で、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示す」とされました。

上記政府の方針を踏まえ、令和5年3月1日に京都女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、次の事項について決定いたしましたのでお知らせします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアルの廃止について

令和5年3月31日をもって、本学が作成した「新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル」(令和3年3月18日)を廃止し、現在大学HP等に公開している「新型コロナウイルス関連情報」を閉鎖する。なお、同マニュアルの廃止により、現在準備を進めている令和5年度授業の形態及び授業方法の変更を求めるものではなく、基本的な感染症対策は継続することとする。(各授業の実施方法等については、京女ポータルやシラバスにおいて公表する。)

2. 大学構内におけるマスクの取扱い等について

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえ、大学構内においては、すべての構成員(学生、教職員等(非常勤講師を含む))に対して、**マスクの着用を求めないこととし、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とする**。これにより、現在各門に設置している「マスク着用」の立て看板を3月13日時点で撤去する。ただし、政府が示す「基本的対処方針」に基づく基本的な感染対策は重要であるため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行に取り組むこととする。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部の解散について

令和5年3月31日をもって、京都女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部を解散する。

以上